

食安輸発第1221003号
平成19年12月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年12月7日付け食安輸発第1207004号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産柿の葉乾燥品から基準値を超えるカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
中国産柿の葉（直接飲食に供するものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）
2. 検査の項目
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表2の3によること。
5. 検査の方法
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
基準値（3ppm）を超えるカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルが検出されるおそれがあるため。
7. 備考
基準値を超えた場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。